

2022年度

第3回愛知県障害者施策審議会

会議録

2023年3月23日(木)

愛知県障害者施策審議会

2022年度 第3回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2023年3月23日（木） 午後3時から午後4時30分まで

2 場所

愛知県自治センター6階 602・603会議室

3 出席者

岩田委員、江崎委員、榎本委員、柏倉委員、糟谷委員、加藤（歩）委員、亀沖委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員、高橋委員、辻委員、長坂委員、永田委員（会長）、古家委員、水野委員、森委員、吉田委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 平野担当課長

少し早いですが皆さんお揃いになりましたので、ただいまから、2022年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

私は障害福祉課担当課長の平野と申します。議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、橋本福祉局長からご挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

橋本福祉局長

みなさん、こんにちは。福祉局長橋本でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、第3回目になります愛知県障害者施策審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、改めて御礼を申し上げます。

本日第3回目ということで、年度内最後になります。

本日は、次第にありますように議題が1件、報告事項が3件でございます。

議題では、「愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて」ご審議をいただきたいと存じます。

先月2月24日に、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催いたしまして、条例見直しのポイントを整理いたしました。

本日は皆様からのご意見を賜りまして、条例見直しの方向性を固めてまいりたいと考えております。

また、報告事項につきましては、「令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について」をはじめ3件についてご説明をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 定足数確認

障害福祉課 平野担当課長

では、議事に入る前に、事務局より若干ご連絡申し上げます。まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち過半数以上の18名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 平野担当課長

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

3月9日の木曜日より、県のホームページで審議会の開催をお知らせしておりますが、本日の傍聴はございません。

8 資料確認等

障害福祉課 平野担当課長

次に、事前に皆様にお送りしました本日の会議資料の確認をさせていただきます。

次第の裏面に資料一覧が掲載してございますが、まず、A4版で本日の次第と委員名簿、配席図、審議会条例、運営要領をつけておりましてその後が資料になります。

資料としましては資料1-1、1-2、資料2、資料3-1から3-5と資料4、参考資料1、2、3-1、3-2でございます。

また、本日配付の追加の参考資料としまして、3月14日に閣議決定がなされました国の基本方針の全文を机の上に置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料の不足等がございましたらお申し出いただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

9 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 平野担当課長

本施策審議会は対面及びウェブ開催としており、加藤歩委員及び森委員はリモートでの参加でいらっしゃいます。また、配席図では対面でのご出席となっております糟谷委員、古家委員もリモートでの参加に変更をされています。配席図の修正が間に合わず申し訳ございませんでした。

リモート参加の委員におかれましては、スムーズな会議進行のために、ご発言については事前にお配りを

させていただきました「ウェブ開催によるリモート開催における発言方法について」をお守りいただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では手話通訳の方にご協力をいただきながら進行してまいりますので、各委員におかれましては、ご発言にあたり、マイクをご利用いただき、ゆっくりと大きな声でご発言をいただきますようお願いいたします。

本日出席の皆様のご紹介は時間の都合により、委員名簿の配布に代えさせていただきます。なお、加藤勝委員、加藤光彦委員におかれましては欠席のご連絡をいただいております。

それではこの後の会議の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

10 会長挨拶

永田会長

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、障害者施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

今回は、今年度3回目の審議会となります。内容は、先ほど橋本福祉局長からの挨拶にありましたとおり、議題が1件、報告事項が3件ございます。いずれも重要な内容となっております。

円滑に会議を進めたいと思っておりますので、限られた時間ではありますが、積極的にまた要点を絞ってご発言をお願いいたします。

また、委員の皆様方には、言葉や内容についておわかりにくいことがあれば、手を挙げるなどをしていただき、ご遠慮なくご質問やご意見を述べていただきまして、審議が充実したものになりますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

11 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要領第2条第5項によりまして、会長が、議事録署名者を2名指名することになっております。私の方から指名したいと存じます。

今回は、亀沖委員と吉田委員にお願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。

12 事務連絡

永田会長

では次第に従って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、午後4時30分を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

13 議題 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

永田会長

それでは議題の「愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて」審議いただきたいと思います。まず、

事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課の矢ノ口と申します。着座にて失礼いたします。

それでは事務局より、議題 1 の愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについての説明をさせていただきます。

右上に資料 1-1 とある資料をご覧ください。

先月 24 日に開催いたしました障害者施策審議会ワーキンググループにおいても、この資料で説明をしております。1 枚おめくりいただきまして、資料 1-2 に 24 日のワーキンググループにおいて、委員の皆様からいただいたご意見と事務局の回答をまとめておりますので、あわせて説明をいたします。

まず資料 1-1 に戻っていただきまして、左側でございます 1 の趣旨と、2 の検討状況につきましては、第 1 回及び第 2 回の施策審議会において説明いたしましたので、簡単に説明をいたします。まず 1 の趣旨でございます。今回の見直しは二つの観点から進めておりまして、一つ目は、条例施行から 3 年経過したことによる見直し。二つ目は、障害者差別解消法の一部改正に伴う条文整理でございます。

次に 2 の検討状況についてでございます。見直しの検討は、2021 年に 3 回のワーキンググループ、並びに障害者団体・事業者団体などへのヒアリングを参考に意見の聴取・集約を図ってまいりました。なお、先月のワーキンググループと合わせますと、計 4 回のワーキンググループを開催しております。

また、国の基本方針につきましては、昨年 12 月に改訂案が示され、ワーキンググループ時点では、パブリック・コメントが実施されているところでございましたが、3 月 14 日に閣議決定がされまして、改定案につきましては、前回と今回配布しておりますが、閣議決定後の基本方針につきましては本日机上に配布をさせていただいております。

リモート参加の方には申しわけございませんが改めて配布をさせていただきたいと思っております。

主な改定内容につきましては、資料の左側下段に記載しておりまして、条例改正の参考にしてまいりたいと考えております。

続きまして、資料右側上段、3 の見直しのポイントでございます。

参考資料 1 というのが後ろの方でございますが、現行条例を添付しておりますので、関係する条文にはアンダーラインを付してございます。こちらの参考資料 1 を見比べながら説明してまいりたいと思います。

まず、見直しのポイントにつきましては、3 点ございます。

一つ目のポイントは、定義の明確化です。現行の県条例では、参考資料 1 の 1 ページの左側下段にございます第 2 条が該当してまいります。

資料 1-1 にご意見を踏まえまして、4 点の新設追記を挙げてございます。

まず 1 点目、不当な差別的取扱いを明記するもので、これは新設。

2 点目、合理的配慮の明記をするもので、これも新設。

3 点目、障害者の定義において、基本方針でも追加されました高次脳機能障害及び難病の明記を追加。

4 点目に事業者の定義に、非営利団体が含まれることを明記するというところで進めたいと考えております。

なお、定義の明確化に関しましては、ワーキンググループで2点ご意見をいただいております、1枚おめくりいただきました資料1-2をご覧ください。

まず1点目でございますが、不当な差別的取扱いの定義に関して、基本方針改定案の不当な差別的取扱いの考え方に、なお書きが追記されているため、条例においても考慮されたいというものでございます。

紹介いたしますと、「車椅子、補助券その他の支援機器等の利用や介助者の付き添いなどの社会的障壁を解消するための手段の利用などを理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。」と追記されておまして、県といたしましてもご意見に従って条例に盛り込めるように進めてまいりたいと考えております。

次の2点目でございますが、合理的配慮の定義に関して、資料1-1に挙げた定義の説明と現行条例の規定とで表記の仕方に違いが生じていないかとの疑問でございました。

定義の仕方ですが、いずれも国の基本方針の定義を参考に規定していきたいと考えておりますが、県内部の作業といたしまして、条例の法規審査の手続きを進めていく中で現行条例との整合性を図ってまいりたいと考えております。

資料1-1に戻っていただきまして、右側の中段、二つ目のポイントといたしまして、「助言、あっせん又は指導の求め等」の対象範囲の拡大についてでございます。

現行条例では、参考資料1の2ページの右側の下段でございます、第13条第1項が該当してまいります。

ワーキンググループにおきまして、現行条例は不当な差別的取扱いの禁止が挙げられておりますが、合理的配慮の提供に関しても、あっせん等の対象としてはどうかという意見がありまして、法改正において民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることも踏まえまして、条例に反映してまいりたいと考えております。

資料1-1に戻りまして最後に、資料右側下段になります3点目のポイントといたしまして、その他としておりますが、法改正に伴う条文見直しで4点挙げてございます。

まず1点目でございますが、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加でございます。現行条例でございますと、参考資料1の1ページにあたります。1ページ右側中段より少し下でございます第4条の第2項が該当してまいりまして、現行では市町村との連携を規定しているところでございますが、ここに国との連携についても明記してまいりたいと思っております。

資料1-1に戻りまして2点目でございますが、事業者による合理的配慮の提供の義務化でございます。現行条例では参考資料1の2ページの左側中段でございます第9条第2項におきまして、現行の努力義務を義務に見直しをするものでございます。

資料1-1に戻りまして、3点目でございます。3点目として相談対応の人材育成・確保の義務化でございます。現行条例では参考資料1の2ページの左側下段でございます第10条が該当することになりまして、現行では相談窓口の設置等必要な体制の整備を規定しているところ、ワーキンググループにおきましてもご意見をいただいております、法改正においても明確化するとされておりますので、人材の育成及び確保の措置を追記したいと考えております。

次に資料1-1、4点目でございます。4点目の情報収集・整理・提供の努力義務でございます。この規定は、現行条例には規定がございません。今回、法改正においては努力義務とされたところですが、ワーキンググループにおきまして、情報収集・発信について取組みを明らかにしてはどうかのご意見をいただいておりますし、県におきましても情報の収集、整理及び提供は実際に実施しているところでございますの

で、努力義務ではなくて、義務として新設しようと考えております。

その他のポイントに関連してもワーキンググループでご意見をいただいております。資料1-2の左側の3点目をご覧ください。民間事業者の合理的配慮の提供が、努力義務から義務になることについて事業者側の影響がわかりにくいとのご意見でした。

ワーキンググループにおきましては、努力義務から義務となることで、事業者は障害のある方から合理的配慮の提供を求められた場合は、対応しなければならないというのが今回の法改正において求められるところ、どこまで対応できるのか、議論・調整することが大切であるということでご理解をいただきました。なお、国の基本方針におきましては、対応する場合においては、お金の問題ということではなく、双方が互いの立場を遵守しながら、建設的な対応を通じた総理解を求めることが必要であるとされております。

また、合理的配慮の提供の申し出につきまして、ワーキンググループ等でもご意見をいただいておりますが、世の中には言い出せない人もいるという点を考慮し、基本方針では、意思の表明が無い場合であっても当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合は、対話を働きかけるなど自主的な取組みに努めることが望ましい、とされておりますので、県といたしましては、事業者に対する周知に努めてまいりたいと考えております。

次に資料1-2の4点目をご覧ください。全体に対するご意見で条文をわかりやすくできないかとのことをございました。県といたしましては、条文は今後の作業で調整していくものの、規定の仕方は一定のルールがあり、わかりやすさには限界がございますので、ご理解いただきたいところがございます。ただし、昨年度、事業者団体にヒアリングを行った際にも、合理的配慮などの言葉は聞き慣れなくてイメージができないなどの声もいただいておりますので、改正内容をわかりやすく伝えられるよう、普及啓発を工夫してまいりたいと考えております。

資料の説明はここまででございますが、ワーキンググループ等でいただいたご意見の中で、条例に反映していないものが2点ございますので考え方について説明してまいります。

まず1点目でございますが、「差別を行うことは必ずしも組織とは限らないため、個々の人に対しても義務規定を条例に設けてはどうか」というご意見をいただいております。

県民の責務といたしましては、現行条例の第5条において、差別の解消の推進に寄与するよう努めると規定されているところをございまして、同じく条例第12条におきまして県の責務として、関心と理解を深めるために普及啓発に努めることとしております。この規定に則り、引き続き普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に2点目でございますが、「障害者差別に関して分野別に各則を設けてはどうか」とのご意見をいただいております。貴重なご意見ではございますが、一方で、昨年度のワーキンググループにおきまして、差別の定義も時代によって変化する中で、各則を設けることで差別が固定してしまう懸念もあるとのご意見もいただいているところがございます。

事務局といたしましては、各分野における合理的配慮の提供に関して、場面場面によって対応を判断していく上で、この先発生するあらゆる障害者差別に対して、県としてしっかりと対応していくことが求められているところ、各則を設けることで差別の分野が固定化される懸念がございますので、差別に関する根幹となる定義のみ、今回規定する方向で進めていきたいと考えております。もちろん、その前段階で、普及啓発を行っていく中で各分野の説明もしっかりとしていかなければならないと考えております。

なお各則を設けてはどうかという意見に併せまして、第2回施策審議会において、辻委員からJRの半田駅において新幹線自由席の切符が買えなかったというお話をいただいております。JRに問い合わせを

いたしましたところ、普段は対応をしていたものの、当時対応した駅員の理解不足が原因であるべき対応がされていなかったとの事実確認と謝罪がございました。各則を設けることも意義があることだと思いますが、職員一人一人に周知されるよう普及啓発に力を入れていく必要性も感じましたので、より一層の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

ワーキンググループにおいては、以上の説明にて条例見直しの方向性をご了承いただきまして、4回の検討をもってワーキンググループを終了させていただいたところでございます。本日の審議におきまして、ご意見を賜り、条例見直しの方向性を固めたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。長い説明になっていることもありますが、基本方針が出されたところでもありますので、委員の皆様からご意見をいただければと思っております。

ただいまご説明のありました愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて、ご意見ご質問よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、辻委員よろしく願いいたします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

先ほどJ R半田駅でおきた自由席の切符が売ってもらえなかったことに関連して、これは運用の問題かなと思いますが、差別事例がおきたということで、私が愛知県障害福祉課の差別解消担当の方にメールしたのが12月19日でした。メールでお答えをいただいたのが1月11日でした。この間において、メールが届いたのかなあとその辺り不安でしたので、できたらメールを受け付けたかどうかだけでも返信いただければありがたかったかなと思います。そしてこのときに回答をいただいたんですが、鉄道事業のことは国土交通省になるというところで、今度は国土交通省の差別解消担当の窓口を紹介いただきました。国土交通省の対応指針の相談窓口を添付いたしますとのことでした。ただこれを開くと、国土交通省の本省また運輸局地方整備局、各地方の整備局も入りますので約20ヶ所出てくるんですね。そうするとどこに相談していいかわからなかったんです。

この件については県の方がさらに、J R東海にしっかりと事実確認をしていただいたので解決することができたのですがけれども、やはり相談の窓口はワンストップというんでしょうか、対応いただける方が私はありがたかったかなと思いました。以上2点です。

条例についてはぜひ見直しで進めていただきたいなと思います。

永田会長

貴重な意見ありがとうございました。

先ほど事務局の方から説明のあった件について、受け付けたということだったり、紹介された先がとてもわかりにくいものだなかなか難しいのでそういった対応についても分けていただきたいということになるかと思います。

また事務局の方ご検討いただければと思います。

他いかがでしょうか。では重松委員よろしく願いいたします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松でございます。よろしくお願いいたします。

定義の明確化の部分について、難病の特性を踏まえた部分でお願いをしたいと思います。

障害者の定義の中に、難病等に起因する障害を含むという文言を入れていただいたことに関しましてはありがたいと思っております。この難病という方々の特性として、障害の程度が一定でなく波があったりすることで手帳の交付に至らない方々というのが大変多くいらっしゃいます。手帳の交付がないということによる対応に差があるというようなこともありますので、障害者の定義の中に、是非とも手帳の有無にかかわらずないという文言を入れていただけないかと思っております。よろしくお願いいたします。

永田会長

貴重な意見ありがとうございました。

今日配布していただいた基本方針にも障害手帳の所持者に限らないということはありますけれども条例の方にもそういったことの明記とお願いしたいということだったかと思っております。これについて事務局の方から回答よろしければお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課の矢ノ口と申します。

重松委員からのお話ですが、そもそも障害者差別解消法も推進条例におきましても、元となるのが障害者基本法でございます。障害者基本法は手帳の有無にかかわらず障害のある方というよりも社会的に支障のある方というような形で進めておりますので、もともと手帳の有無について言及していないところでございまして、基本方針におきましてもそのように限定しないとされておりますので、普及啓発におきましてもその点を十分踏まえた上で、啓発してまいりたいと思っております。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

条文や法律には方針のところに書かれてるんですが、一般的になかなかその辺りが理解しにくくて、現場の対応のところでは十分周知されない状況があるのではないかとということでのご指摘だったかと思っております。

手帳の有無は問わないということについて改めて周知いただくような形で啓蒙も進めていただければと思います。そのほか意見いかがでしょうか。では長坂委員よろしくお願いいたします。

長坂委員

ちょっとお聞きしたいんですが、今回事業者による合理的配慮の努力義務を義務化にして、あと情報の提供も努力義務から義務化の規定に変えるということですが、条例ですからもなかなか難しいと思っておりますが、例えば事業者による合理的配慮の提供を義務化ということは何度やっても守らなかった場合の何らかの形での罰則について、事務局としてはどのような対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

罰則等についてのことかと思っております。

永田会長

罰則等についてのことかと思えます。事務局の方、よろしくお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

法の趣旨、条例も同じなのですが、法の趣旨としては罰則を課して強制的に進めていくというものではないと考えております。先ほども少し説明したのですが、あくまで法についても条例についても相互理解が重要だと考えておまして、今回義務化されることによって、いわゆる事業者側からしてみると、合理的配慮の提供をやらないという選択肢がなくなったと考えております。その上でやらなかった場合どうなるかという、もうこれは双方がしっかりと建設的な対話をしていくことによって、解決していくものと考えております。それでもどうしても無理ということになると、あっせんの申し出がありましたら、そこで対応していくこととなりますが、あくまでも双方の理解のもとに解決していくものと考えておりますので、そこが懲罰などで義務づけるものではないと思っております。

永田会長

はいありがとうございます。法律の趣旨から照らし合わせて罰則規定をわざわざ設けていないとなってくるかと思えます。ただ義務化した後、もし守らない場合にどうするのかということについては、やはり対応を県としてあっせんだとかいろんな形で義務が守られるような対応になってくるという回答だったかと思えます。そのあたり義務化された後の事業者が十分この条例に基づいて対応していただけるような後押しについては、県の方でも十分検討いただければと思います。

長坂委員

話し合いという形はもちろんそれでいいと思うんです。あっせんというのがありますが、罰則ではなく、守らない場合公表するということが行政機関ではあります。守らないところにはですね、そういうことを公表するという手段もあります。話し合いというのは本当に素晴らしいことなんですけれど、あっせんという指導も大切だと思いますけれど、やはりそれだけで悪質な事業者は、何も罰則がなければやらないという選択肢も残念ながら少なからずはあるものですから、やはりある程度強制力のあるものを考えていただければと思います。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課矢ノ口です。

参考資料 1 の 2 ページの右側下にございます第 13 条というのがございます。ここに先ほど申しましたあっせんまたは指導の求めというのがございまして、第 3 項で「～必要な措置を講ずべきことを勧告することができる」と勧告という言葉を使っております。これは相手方に対して、一定の強制力はございます。第 4 項において「～勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる」となっておりますので、ここで公になるということになります。

永田会長

よろしいでしょうか。今回愛知県障害者差別解消推進条例に勧告について明記してあるという回答でよかったかと思えます。他、いかがでしょうか。オンラインの先生方でいかがでしょうか。古家委員よろしく

お願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。お願いします。

今まさに、話し合いに行きたいと思ってることがあります。場所としては鉄道の名古屋本線知立駅です。この駅が数年前から工事が始まっていて、大きく変わりますが私達の方に情報があまり入ってこないの、どうなっているのかなと思、話し合いに行きたいなと思っています。聞くと駅構内は愛知県、駅周辺は知立市が担当しているという話なのですが、例えば駅にホームドアをつけて欲しい、点字ブロックの設置をしてほしいというような話になった時に、今この時点ですとどういった回答をいただくのが妥当ということなんでしょうか。

最近鉄道に関して、ホームドアは費用が高いということで、関東の方ですが今年の10月あたりから利用者に10円アップということで費用を集めてるという話も聞きますけれども、すぐにホームドアをつけていただけないかと思っていないのですが、そういったことに関してどういった回答をいただけるのが今の段階では妥当でしょうか。

永田委員

具体的な形でのご質問だったと思います。

本当に大規模な改修ということで、いくつかの県と市などが入って開発をされていることは多分あるかと思いますが、それがおそらく知立市で起こっていると思います。この条例に基づいてどういったことがありうるのかということについてご教示いただきたいということだと思います。

よろしくお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。障害福祉課の矢ノ口です。

どういった対応ができるかという直接の担当ではないものですから詳しいことがお答えできなくて申し訳ないので改めて確認しておきたいと思いますが、ホームドアにおきましては、あいち障害者プランに鉄道駅におけるホームドア等の設置に対する補助というのを推進していくということでありますので、確か補助制度があったように記憶はしておりますが、どういう補助制度の内容があったのか、改めてご回答させていただきますと思います。

ただ、どのような駅に優先的につけていくかということのも、おそらく事業者の考え方とご利用される方の考え方もありますので、そこはやはり建設的な対話をもって、優先順位をつけるなり段階的にお互いで話し合っていくことも必要かなと思います。

永田委員

回答ありがとうございます。

実際に交渉するとき、事業者と個人また団体ということになってきたときに、どういった道筋があったりどういった方策をしていくのかということは大変難しいところもあるかと思っています。古家委員、今の県からの回答で大丈夫だったでしょうか。柏倉委員よろしくお願いいたします。

柏倉委員

ちょっと今の回答は正しいのかなという疑問があるんですけど、法律では利用者がですね事業者に合理的配慮を申し出ると。これ名鉄ですか。

古家委員

名鉄の駅です。名鉄はどこもまだホームドアはついていないですね。

柏倉委員

名鉄と古家委員が合理的配慮の内容について、建設的対話をするんですね。それで納得のいく回答が得られなかった時に、紛争という形で法律的には定義されているんですけど、そういう状態になってきて、もし、納得のいく回答が得られない場合は行政機関への申立。それでも解決に至らない場合は、地方での訴えということになるというプロセスになっているはずですよ。その時に行政機関である愛知県は、その申請を受けたときに、両者で話し合ってくださいではなく、法律や条例に基づいて、きちっと客観的な立場で事業者に助言をしなければいけないと思うのですけれどもいかがでしょうか。

永田会長

柏倉委員から法律に基づいて、最終的には県の方に上がってきた時に指導していくということになるのではないかとということで、建設的に話し合うだけでは県の対応としては不十分ではないかのご指摘だったかと思います。

こちらについて、県の方回答をお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

柏倉委員のおっしゃるとおりで、先ほどの13条であっせん等申し立てがありますので、当然最終的に県としては、そういった申し立てをあっせんということになっております。

柏倉委員

さらに付け加えると、運用行政に最終的に関わる問題になっていった場合は、法律では主務大臣による事業者に対する助言、指導監督、勧告ということが法律で決められていると思うので、そのプロセスとして、愛知県の果たすべき役割はきちっとやっていく必要があるかと思います。

永田会長

ご指摘ありがとうございました。

こちらの審議会の方でも議論になりましたけれども、障害者また団体の方が声を上げるときは、どこまで声を上げていいのかということについては、迷いながら対応することになるかと思います。この条例ができたことで、ある意味では権利の一つとして訴えていただくという時に、県の方にご相談も上がってくるのではないかと思います。そういった意味で、最終的には今上がったような形になるかと思いますが、サポートや支援をどのように行っていくのかということも大事な課題になってくると思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。では吉田委員お願いいたします。

吉田委員

弁護士の吉田です。定義のところに戻りますが、そもそもこの差別の定義も入れていただくことを検討していただきたいなと思っております。今回合理的配慮が法的義務になったということで、差別というのは、不当な差別的取扱い、それだけでなく合理的配慮の不提供についても差別であるということ、条文上の文言からはっきりと明記して皆様にわかっていただきたいと思っておりますので検討をお願いいたします。

永田会長

定義の範囲についてきちんと明記をする必要があるのではないかとということかと思えます。こちらについてはいかがでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

承知しました。ご意見を踏まえまして、中で、検討してまいります。

永田会長

貴重な意見だったかと思えます。きちんと書いておくことでより明確になってくるところがあるかと思えますので、ご検討のほどよろしくをお願いいたします。

では、糟谷委員よろしくをお願いいたします。

糟谷委員

愛知県知的障害者育成会の糟谷と申します。

先ほどの相談窓口の件で、リーフレット作成をすることですが、相談窓口の連絡先は明記されるのでしょうか。相談窓口の連絡先はどこなのかというのをはっきりわかるようにしてほしいと思いました。

永田会長

資料1-2の最後のところ、事務局の方からの回答でリーフレット作成等により事業者団体等への啓発をしっかりと進めていきたいということが書いてありますが、先ほどいくつかあったような相談があった場合にどこに相談をするのかということについて、明記されるのかどこにそういったことが書かれるのか、情報として提供されるのかということについてのご確認だったかと思えます。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課、矢ノ口です。

昨年度のヒアリングにおきましても、同じようにどこに相談したらいいかわからないという声をたくさんいただきましたので、ご意見を踏まえましてリーフレットを作成することになった場合はわかりやすくお伝えしていきたいと思っております。

永田会長

表記についても検討いただけるというご回答だったかと思えます。またよろしくをお願いいたします。

その他いかがでしょうか。加藤委員よろしくをお願いいたします。

加藤（歩）委員

愛知県肢体不自由児・者父母の会の加藤と申します。

以前も質問させていただきましたが、例えば私たちの子どもたちは大型の車椅子を利用していることがあったりして、いろいろなところで成人用ベッドやストレッチャーが入るようなエレベーターをつけてほしいということは機会があるたびにお願いをするのですが、やっぱりできてしまった後でそれをリフォームしてもう 1 度作り直すということはとても大変なので、特に公的なものではできれば事前に相談できるといいなと思います。先ほどのホームドアの話もそうですけども、いろいろ作ってから後からつけるということがなかなか難しいものもあると思うので、事業者が新しく何かを始めたい、お店を構えたいといったときに、どのようなことが合理的配慮でしょうか、どのようにしたらいいでしょうかといった相談をする場所があるでしょうか。

永田会長

事業計画の段階での合理的配慮の相談について、どのような窓口での相談が可能かということだと思いますがいかがでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課、矢ノ口です。

まず、公的な建物につきましては、直接の担当ではないので不確かではありますが、建設する前に事前に障害者団体等の意見を聞かなければならないと決まっております、そこで一定のご意見を踏まえた上で、図面等で検討していくという制度に愛知県の場合はなっております。

一般のお店についてどこまでそれができるかということ、建築基準法ではもちろんバリアフリー対応する必要がありますし、県におきましても人にやさしいまちづくりの整備指針が一定の目安として示されているところがございますが、細かい話ですと加藤委員がおっしゃったように、多目的トイレのベッドが小さかったり、なかなか十分な配慮ができていないところがあるようなことも伺ったことがございます。どこをどうしていくかということ、なかなかすぐにはいい案は出ないところですが、やはりそういった普及啓発が十分でないところがあるかと思っておりますので、例えば事例集を作るといったことになった場合に、そういったこともお示しして広く周知していければいいかなと思っております。

永田会長

例えば民間の事業者等が施設を建てることを検討する場合において、環境の整備についてさまざまな検討をする必要があるということ、啓蒙するようなことをしていかないと、加藤委員が言われましたようにできた後からお伝えしてもなかなか改善が難しいということがありますので、条例を機に事前に相談したり、事前に検討いただけるような啓蒙についてもぜひ検討いただければと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

あとはよろしかったでしょうか。本日報告事項が幾つかありますので報告事項の方に移らせていただいて、また時間が余りましたら条例についてまた戻ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

1 4 報告事項1 令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について

永田会長

それでは、次に報告事項に移りたいと思います。

報告事項の「1 令和4年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について」事務局の方から説明よろしく願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 石野課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの石野と申します。座って説明させていただきます。

私からは、報告事項1の令和4年度の福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。

この調査は、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進していくため、現在、施設に入所している方のニーズや、取り巻く状況等を把握するために実施するもので、前回、昨年12月19日の、第2回のこの審議会において議題として皆様にご報告し、ご意見をいただきました。

資料右側の「10 スケジュール」をご覧ください。

これまでの検討状況を記載しております。10月に県の障害者自立支援協議会 地域生活移行推進部会の検討事項として意見聴取を行ったのを始め、12月に本審議会及び愛知県障害者自立支援協議会の本会において意見照会を行いました。その後、最終調整を経て各施設に対し、2月中旬に県と名古屋市の連名で調査票を発送し、調査を開始しております。5月中旬に提出期限ということで今進めております。

次のページ以降に調査票を添付しております。前回いただいたご意見を踏まえ、修正した箇所について簡単にご報告をさせていただきます。

真ん中に記載しておりますページ、めくっていただいて5ページです。問21をご覧ください。問21はどこで生活したいのかを問う設問になりますが、選択肢②として「今いる施設で生活していきたいが、日中は違うところで活動したい（過ごしたい）」という項目を追加しております。働く場所と住む場所は別で捉えるという考え方を踏まえ、日中は入所施設以外のところに通いたいという方のニーズを拾えるようにしております。

また、同じく真ん中の6ページの問22と、さらにめくっていただいて7ページの問26につきましては、いずれもご本人に回答いただく設問になりますが、必ずしも回答を最大3つに限定することは難しい場合もあるのではないか、というご意見を踏まえ、「回答はいくつでも」という形に変更しております。当初は回答3つまでとしておりましたが、委員のご意見を踏まえ回答はいくつでもという形に変更しております。なお、施設に対する設問については、施設としての取組の優先度を把握するため、引き続き最大3つまでという形にしておりますので、ご了承ください。

また、すべての設問のあと、7ページの一番最後に自由記述欄を設けております。施設職員やご本人から調査の実施方法や内容に関してお気づきの点を記入していただくことで、次回調査を行う際の改善につなげていきたいと考えております。

このほか、施設の中に地域生活移行に関する部会や委員会を作っているか聞いてもよいのではないか、というご意見をいただきました。これに関しましては、このニーズ調査とは別に、毎年、施設に対して実施しております「地域生活移行に関する状況調査」がありまして、そこにおいて把握してまいりたいと考えて

おります。

なお、調査結果につきましては、施設名を伏せた状態で活用するなど、個人情報が特定されないよう十分留意してまいります。

9 ページ以降は、実施要領になりますが、前回と同じ内容になりますので説明を省略させていただきます。

調査終了後、調査結果の集計・分析を行ったうえで、ニーズや課題を整理し、次期障害福祉計画における取組施策の検討などに活かしていきたいと考えております。

以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

永田会長

委員の先生方にもご意見いただきながら少しずつ改善してきているところかなと思います。いくつかご意見を踏まえた修正点についてご報告と現在実施中であるということの結果についてご説明がありました。また、結果についてはこの審議会でもご報告をいただく形になるかと思いますが、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

15 報告事項2 2022年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告

永田会長

では、つづきまして「2022年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告」について、事務局説明の後、専門部会の審議内容について柏倉部会長から御報告いただければと思います。それでは、まず事務局から説明をお願いします。

障害福祉課 社会参加推進グループ 竹内課長補佐

障害福祉課社会参加推進グループの竹内です。今年度の愛知県障害者施策審議会専門部会においてご審議いただきました内容について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料3-1をご覧ください。

専門部会では、2016年に制定した手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく取組に関して、1の2022年度の主な取組3項目と、2の2023年度普及啓発事業の方向性について、専門部会開催状況に記載のとおり、7月、10月、12月に3回の部会を開催いたしまして、ご審議をいただいております。

それでは、資料に沿って順に説明をさせていただきます。

資料3-2「2022年度普及啓発事業の実施結果について」をご覧ください。

県では、条例に基づく普及啓発事業を毎年度、テーマや対象を検討しながら実施しております。今年度は、広く県民に向けて交流セミナーの開催と条例説明リーフレットの増刷・配布を行いました。

1の交流セミナーについては、書面で委員の皆さんにご意見を伺って、その後、第1回の専門部会で承認をいただいた上で、交流セミナーを9月に開催いたしまして、第3回の専門部会でこの実施結果について報告させていただいております。

普段障害者と接する機会が少なく、関心が薄い層に参加してもらうため、中日新聞社が開催いたします「中日健康フェア」の中のプログラムとして開催し、中日新聞への掲載を中心とした広報活動を展開、また若年層に知名度のあるボーカル&手話パフォーマーHANDSIGNをゲストに招いております。

交流セミナーの内容といたしましては、様々な障害の特性、コミュニケーション方法の解説に加えて、

HANDSIGN のトークショー、手話レクチャー&ミニライブを実施いたしました。解説にあたっては、専門部会の委員等の障害当事者に動画で出演していただきまして、それを観ながら、柏倉部会長に講師として解説をしていただく形式をとりました。

会場参加者は 80 名、動画視聴者は 278 名にご参加いただきました。アンケート結果によりますと、参加者の属性として、障害のある方と関わる機会がたまにある、ほとんどない、ないの合計が約 70% となっております。普段障害のある方と関わる機会が少ない方々にもある程度参加いただくことができたことがわかりました。理解度や満足度についても、良い回答を得ることができ、目標であった「障害者と接する機会が少なく、関心が薄い層への普及啓発」に一定の効果を得られたものと考えております。

右の方の 2 の条例説明リーフレットの増刷と配布については、条例制定時に作成したリーフレットを改め、増刷・配布いたしました。リーフレットの内容には、特に変更はございませんが、第 2 回専門部会で配布先等についてご意見をいただきまして、計 24,000 部を増刷、市町村等 197 ヶ所へ配布をいたしました。

次に、1 枚おめくりいただきまして、資料 3-3「災害時情報連絡体制の市町村調査結果について」をご覧ください。

条例では普及啓発のほか、災害その他非常事態の連絡体制の整備も主要な取組としていることから、昨年度から引き続きまして、県内市町村の調査を行いました。

例年 6 月に県の災害対策課が調査をしております災害時情報伝達手段の整備状況の一覧を基に、障害のある方への配慮の取組について、追加で調査を行っております。

第 2 回の専門部会で調査内容についてご意見を伺いまして、第 3 回の専門部会でこちらの資料によりまして、調査結果を踏まえた今後の取組の方向性をご審議いただきました。

この調査結果について、昨年度から動きがあった調査項目と、今年度から追加した調査項目を中心に簡潔に説明をさせていただきます。

災害情報伝達手段は、(1) の同報系システムと (2) のその他の手段に分けられます。(1) の同報系システムとは、屋外スピーカーなどの「屋外拡声装置」と、住宅等の屋内に設置する防災ラジオなどの「屋内個別受信機」により、市町村から住民へ、同時に、一斉に避難勧告などの情報を提供するものでございます。

(1) の同報系システムについては、障害のある方への配慮を実施する自治体が少しずつ増えてきておりまして、また、今年度新たに調査した同報系システムに係る公共施設における配慮状況については、実施している市町村は少ないものの、長久手市が福祉避難所にアイドラゴンを設置しているなど、先進的な取組をしている自治体があることがわかりました。

(2) のその他の手段については、新たに調査した登録制電話サービスや登録制 F A X サービスについて、およそ 4 分の 1 の市町村でいずれかのサービスを実施しているという状況がわかり、防災アプリや SNS、ホームページにおける配慮を実施する市町村数も増えているなど、引き続き配慮が広まっていることがわかりました。

資料右側の (3) その他の具体的な配慮の取組については、他の自治体では実施していない取組に一宮市や稲沢市が新たに着手するなど、それぞれの市町村が、情報伝達に対して工夫を続けているということがわかりました。

県といたしましては、この調査結果について 3 月 9 日付けで各市町村へ通知しているところでありまして、今後も引き続きこの調査を実施し、各市町村の取組状況の収集を行いまして、それぞれの市町村における取組検討がより活発に進むよう促してまいりたいと考えております。

次に 1 枚おめくりいただきまして、資料 3-4「コミュニケーション支援アプリの改修について」をご覧ください

ください。

このアプリは、2020 年度の普及啓発事業において、専門部会の意見をお伺いしながら製作したもので、開発後もシステム改修を実施しているところでございます。

今年度は日本語を読むことが困難な外国人でも利用できるように、3 か国語での表示機能を追加します。この改修は3月29日に更新を予定しております。

今後の方針といたしましては、本アプリについては引き続き専門部会等で意見をお伺いしながら、支援のツールとして使いやすくなるよう効果的な改修に努めていくとともに、アプリ以外によるコミュニケーション支援の取組についても検討していくことを考えております。

来年度はアプリの改修として改めて表示項目の追加を行うとともに、特にアプリの使用が困難な視覚障害者などのコミュニケーション支援について、アプリ以外による取組の検討も並行して進めることを承認いただいております。

最後でございますけれども、1枚おめくりいただきまして、資料の3-5「2023年度普及啓発事業について」をご覧ください。

来年度の事業について、第1回の部会で方向性をご承認いただき、第3回の部会でこの資料によりまして、再度ご確認をいただいたところでございます。

1の交流セミナーについては、今年度の経験を踏まえまして、引き続き、障害のある方と関わる機会の少ない方に来ていただけるような啓発事業にしたいと考えております。

また、2のコミュニケーション支援アプリの説明リーフレットの増刷、3のコミュニケーション支援アプリの運用、そして先にご説明させていただきました視覚障害者等へのコミュニケーション支援の取組検討を並行して進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

永田会長

ありがとうございました。

専門部会で様々検討いただきまして、様々な取組が行われていることかと思えます。

続きまして部会長の柏倉委員からご報告お願いいたします。

柏倉委員

専門部会長の柏倉です。

専門部会での審議内容について報告させていただきます。

まず資料3-2をご覧ください。2022年度普及啓発事業についてです。

まず一つ目の交流セミナーですけれども、これは様々なコミュニケーション手段の解説にあたって、私が講師として参加し、さらに専門部会の障害当事者の委員の皆様にも、動画で出演いただきました。映像を使うことで、わかりやすく伝えることができたのではないかと、参加者の満足度も高いものになったと聞いております。

またゲストに HANDSIGN という若者にも評価がある方を起用することで若い人や家族連れ、それから普段障害のある方と関わる機会が少ないと思われる方も会場に呼び込むことができ、委員からも好評の声がありました。

個人的にも当時参加させていただいた印象として、日頃障害のある方と関わりが少ない方を含めて、たく

さんの人が集まってくれたのではないかと、企画の趣旨は十分に達成されたものと考えています。

二つ目の条例説明リーフレットにつきましては、この内容は条例制定時から変わっていませんが、専門部会の意見として、将来の教育を担う教師や公務員になっていく可能性が高い大学生に向けて配布すること、さらに関係団体が活用できるような発行部数に余裕を持たせること等の意見が出されましたので、配布にあたって反映してもらおうということでお伝えしたところです。

続きまして資料の3-3の方に移ってまいります。

これは災害時情報連絡体制の市町村調査結果についてです。

昨年度から実施している取組ですが、第2回専門部会では事務局から提示のあった調査項目に加えて「公の施設における配慮状況を調べるべきである」「障害者への支援の有無だけではなく、ターゲットとなる障害者にどれだけ行き届いているのかも調べる必要がある」といった意見がありました。

こういった意見を盛り込んだ形で調査が実施され、第3回専門部会でこの資料をもとに調査結果の報告をいただいたところです。

2年間の調査を通じて市町村の現状が明らかになってきましたが、委員の皆さんからは「体制が整備されていることはわかったが、具体的に活用できる状態なのかを調査したほうがよい」「県から市町村へ、障害種別に応じてこういった取組が必要であるという点を働きかけてほしい」などの意見がありました。県として、市町村の取組に対する働きかけについてもお願いしたいところです。

またこの議題に関連して、委員から災害時要配慮者名簿や個別避難計画に関する質問、意見が多くありました。これらの所管は障害福祉課ではなく、地域福祉課とのことですが、災害時の障害者への対応に大きく関わる分野ですので、名簿の活用や計画の策定に向けた市町村の働きかけ等、積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

続きまして、資料の3-4に移ってまいります。

これはコミュニケーション支援アプリの改修になります。

2023年度の改修内容について、第2回の専門部会で事務局から「改めて表示項目の追加を行う」という改修案の提案がありました。その点については賛成意見がある一方で、「特に視覚障害者はアプリを利用できない」「アプリでは対応できない場面が多々ある」といった意見が多く出されました。

第3回の専門部会では、来年度はアプリと異なる方法での視覚障害者等のコミュニケーション支援について、取組の検討を進めるという事務局案が示され、了承されました。

早速、委員からは「こういった支援、或いは取組が重要である」というご意見が出ましたので、来年度は専門部会等で当事者の声をしっかり聞いていただいた上で検討するよう伝えました。

そのほかにもアプリの改修だけではなく普及に向けた取組を求める声もありましたので、こちらも来年度の取組として検討していただきたいと考えています。

最後に資料の3-5になります。

これは来年度の普及啓発事業についてです。

1の交流セミナーの開催については、今年度とは異なるゲストを呼ぶなど、今年度から引き続き日頃障害のある方との関わりが少ない方を呼びこめるような企画を継続していきたいと考えているところです。

委員からは情報保障で改善すべき点やセミナー内での企画の提案、解説する障害種別の見直しといった意見などが出されましたので、来年度に向けた検討事項として反映していただくようお願いしたところです。

少し長くなりましたが報告は以上となります。

永田会長

ありがとうございます。

先に渡って検討いただいた内容の審議状況についてご報告いただきました。

ただいまのご説明にありました専門部会の報告についてご意見ご質問があればよろしく願いいたします。

古家委員よろしく願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

災害時の情報伝達手段に対することですが、これはもしかしたら愛知県がということではないかもしれませんが、情報アクセシビリティについて、テレビの音声による解説放送がやはり目標値がまだ1桁の5%6%というような段階なので、この辺りは徐々に上げていっていただかなければと思っているのですが、すぐにやっていただきたいということは、テレビによる緊急速報です。緊急音がピッと鳴ってニュースが流れますが、これが音声になっていないので、愛知県の方からでも働きかけをしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

永田会長

新しく法律の制定されたところで、特に緊急時の対応ということかと思えます。

愛知県の方からそういった働きかけを検討できるかどうかということも含めての古家委員からのご質問だったかと思いますがいかがでしょうか。

障害福祉課 社会参加推進グループ 竹内課長補佐

障害福祉課竹内です。

古家委員、ご意見ありがとうございます。テレビ局に対してどういう働きかけができるかわからないですけども、また専門部会の中で、様々な意見を出していただきまして検討を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

永田会長

引き続き、特に災害時に関してはとても大事な重要な情報を同じように同時に届けるということが大変重要になってくるかと思えますので、ご検討を続けていただければと思います。よろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。

水野委員よろしく願いいたします。

水野委員

愛知県聴覚障害者協会の水野と申します。

先ほど古家さんがおっしゃられたように同じ意見です。聞こえない私達もテレビを見ますが、やっぱり気がつきません。気がつかないところがあります。先ほど言われましたピッピという緊急速報の音が聞こえると思うのですが、やはり何の音かわからないということです。テレビ局に緊急速報の連絡についての方法の

検討をお願いしていただきたいと思います。

もう一つ、2点目です。コミュニケーションの支援アプリのところで、アプリのダウンロード数が少しずつ増えているというのはわかります。ですが、アプリをダウンロードしてみて、使ってみて、使いにくいのか、障害当事者の声を聞きたいと思っています。私の場合はアプリを使っていますが、使う場面としてメモで文字を打って表示するという、相手に示すというところが多いです。ですからコンビニに行って思ったのは、普及しているコミュニケーションボードではなくコミュニケーションアプリを使うというところまではいっていません。

私の使い方としてはメモとして提示していることが多いのですが、他の障害者の人はどのような使い方をしているのかということが気になっています。その辺も含めて調査をお願いできたらいいと思います。

以上です。

永田会長

ありがとうございました。古家委員と同様の緊急時の連絡、発信について検討いただきたいというご要望と、コミュニケーションアプリは少しずつ増えてきていますがせっかく使ったアプリをより良いものとしていく、また障害者自身の方が、活用した時の感想や状況についてもきちんと検討いただきたいという内容だったと思います。

こちらについては引き続き専門部会の方でも、使っていらっしゃる方のご意見を踏まえながらより検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

障害福祉課 社会参加推進グループ 竹内課長補佐

障害福祉課竹内です。

水野委員ご意見ありがとうございます。参考にさせていただいて、また検討させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

永田会長

では鈴木委員よろしく願いいたします。

鈴木委員

鈴木でございます。

先ほど3-3の資料のところの災害時の情報連絡体制の市町村調査結果ということで、先ほど柏倉部会長さんからもお話が出ていましたけれども、個別避難計画のところ市町村が今どのくらいの感じで進んでいるのか、どのように取り組んでいるのかというのがもしわかれば教えていただきたいなと思っております。基本的には要配慮者の名簿の部分について、高齢の分野から始まっている部分が大きくて、そのあと障害の分野に入ってきて、ただ障害の分野の部分についても、いろいろな都道府県や市町村単位ですけれども、この個別避難計画を作成をしていくというところに取り組んでいるところが増えてきている状況ですので、愛知県が今どのような状況なのかがわかれば教えていただきたいなと思うのと、これから先、どう進めていくのかというところについても教えていただくとありがたいなと思います。

以上です。

永田会長

では事務局の方から回答お願いいたします。

障害福祉課 社会参加推進グループ 竹内課長補佐

障害福祉課、竹内です。

先ほど柏倉委員からもお話があったとおり、所管が障害福祉課ではなく地域福祉課ということになりますが、専門部会の方に地域福祉課の担当が出席したときにも同様の質問がございまして、やはり市町村によってばらつきがあり、なかなかそのあたり合わせるの難しいということですが、研修等で適宜県からも働きかけていきますということを回答いただいております。数字まではなかなか難しいところがあると思いますが、個別避難計画につきましても同様に、県と国と合わせて研修などで通じて推進していきますと答えをいただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

永田会長

ありがとうございます。大変大事な取り組みになってくるかと思っておりますのでぜひ協力しながら進めていただければと思います。

よろしいでしょうか。ではもう一つ報告事項がありますのでそちらの方に移らせていただければと思います。

16 報告事項3 令和5年度愛知県当初予算案（障害者施策関連分）について

永田会長

では続きまして、「3 令和5年度愛知県当初予算案（障害者施策関連分）について」事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課の矢ノ口と申します。

それでは、資料4によりまして、障害者施策関連の令和5年度愛知県当初予算についての主なものについて御説明させていただきます。なお、3月20日の愛知県議会本会議におきまして、この件は決議されておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは資料4の1ページをご覧ください。

障害のある人が身近な地域で安心して暮らすための支援についてご説明いたします。予算額は4億7,711万3千円でございます。

1の「障害者施設設置費補助金」でございますが、障害のある人が身近な地域で暮らすことができるよう、グループホームや障害児者施設の整備に対して助成をしております。

また、2の「障害者地域移行推進事業費」につきましては、共同生活援助事業所、いわゆるグループホームの世話人確保のため、世話人の仕事紹介や仕事体験を実施、「地域生活を体験する機会の提供」として、施設入所者等が地域生活を具体的にイメージできるよう、地域のグループホーム等を活用した体験事業や出前講座を実施しております。また、「障害者の新たな仕事の創出」といたしまして、障害者の工賃等の向上のため、企業と就労継続支援事業所等をマッチングし、新たな受注や仕事を生み出す機会の取組の実

施、企業と芸術的な才能がある障害者をマッチングし、障害者雇用へつなげる取組を実施してまいります。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。障害のある方の社会参加と障害への理解促進を図る取組について説明いたします。予算額は5,277万9千円でございます。

左上、1の「障害者コミュニケーション手段利用促進費」は、2016年10月に制定いたしました「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・派遣を行うとともに、手話通訳者等の職業病であります頸肩腕（けいけんわん）障害予防のための対策を講じてまいります。また、先ほどの専門部会報告にありましたとおり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発を図るため、県民向けに障害の特性に応じたコミュニケーション手段についてのセミナーを開催してまいります。

左下の2の「ヘルプマーク普及促進事業費」でございます。2018年7月から県内一斉に配布を開始した「ヘルプマーク」について、市町村と連携して、引き続きリーフレットやポスター等による普及啓発を行うほか、ヘルプマークの作成・配布を行ってまいります。

右にまいりまして、3の「障害者芸術文化活動推進事業費」でございます。作品展示や舞台・ステージ発表等を行う「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」や、三河地域のサテライト展を開催し、障害のある方の芸術文化活動の推進を図ってまいります。

また、新規事業といたしまして、「あいちアール・ブリュット展」開催10周年を記念し、入選者等の活躍を称える記念式典及び記念美術館展示の開催や記念誌、記念動画の作成、愛知芸術文化センター及び県図書館における長期展示などを行ってまいります。

さらに、著作権や支援方法に関する研修会の開催等による、障害のある方の芸術文化活動をサポートする人材の育成にも取り組んでまいります。

以上が福祉局の障害者施策関連の予算に関する説明でございます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、3ページに教育委員会より「愛知・つながりプラン2023」に関する事業について、次の4ページにスポーツ局より障害者スポーツに関する事業についての資料でございます。時間の都合がありますので、それぞれ新規事業部分について説明いたします。

まず、3ページ資料左下の4番になりますが、「名古屋市立若宮高等特別支援学校施設整備費補助金について」でございます。名古屋市内に特別支援学校は分校をはじめ、5校設置されておりますが、高等部の生徒数の増加や企業等への就労を目指す職業教育のニーズの高まりに対応するため、軽度の知的障害がある生徒を対象に、高等部単独の特別支援学校を設置することとしたものでございます。学校は天白区にございます名古屋市立若宮商業高等学校の敷地内に併設される形で、学科は職業科の単科となっております、専門コースも設けられる予定でございます。学級数は5学級3学年の15学級、生徒数は、1学級8人の15学級ですので、合計120人となる予定でございます。

資料右の上から二つ目になりますが、特別支援教育推進計画の策定費（愛知・つながりプラン2023）の策定費といたしまして、89万円を計上しております。

続きまして4ページになります。

4ページの資料一番下になりますが、2番といたしまして「第5回世界身体障害者野球大会開催費負担金について」でございます。身体障害者野球の世界一を決める大会が、今年の9月9日及び9月10日にバンテリンドームナゴヤで開催されまして、その開催費の一部負担をするものでございます。

障害者施策部分に係る令和5年度当初予算の説明は以上となります。

永田会長

ありがとうございました。今のご説明に対してご意見ご質問等ございますでしょうか。
では佐藤委員よろしく願いいたします。

佐藤委員

愛知県自閉症協会の佐藤です。
よろしく願いいたします。

資料4のグループホームのところですか。1番目のところで11施設ということですがけれども、これはもう11施設に決まったところなんですか。あと整備というのは、どういったことに使われるのか教えていただきたいなということと、あと2の障害者地域移行推進事業費の1番目のところで共同生活援助事業所の世話人の確保のところですが、今グループホームも多様化されていまして、アパート型みたいなものもたくさんできていると思います。世話人の仕事紹介や仕事体験もとても大切だと思いますが、ぜひ障害特性の研修なども行っていただけると大変ありがたいかなと思っております。

いろいろありますが時間がないので、その2点だけ回答いただけますでしょうか。

障害福祉課 櫻井担当課長

まず、障害者施設整備費設置費補助金に関しまして、櫻井から回答させていただきます。こちらの方は予算の枠として11施設分、確保させていただいているということで、実際には、毎年6月頃に市町村を經由して、事業計画を出していただいて、その後、選考委員会等を経まして、優先順位をつけて選んでいくという形をとっているところであります。

それと、内容的にはグループホームや障害児者の施設などということになりまして、例えば児童の放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所といったものも対象になってまいりますので、対象としては幅広くありますが、この財源として国の財源が入っていますので、国の採択がないと実際には県としての採択ができないということがございますので、補助金としてはちょっと厳しいような内容のものとなっております。

障害福祉課 地域生活支援グループ 石野課長補佐

障害福祉課の石野でございます。

グループの世話人の確保の関係は、基本的には地域移行を進めていくためにはグループホームの施設整備とともにグループホームを運営する世話人を確保していく必要があります。そのためにいろいろ仕事を把握していくため、理解していくために、こつこつとやり続けていかないといけないと思っています。

あと強度行動障害といった研修等は、県の方で指定していろいろな研修事業もやっておりますので、ぜひ積極的に参加していただきたいと思っていますし、管理者の立場から見ればサビ管の研修や相談支援従事者研修もやっておりますので、積極的に事業者の皆さん管理者の皆さんも参加して、また送り出していきたいと思っています。

いろいろな研修は県の他、市町村の方でも、地域、圏域単位でやっておりますので、ぜひ積極的に出てください。スキルアップ、質的な向上に努めていただきたいと考えております。

以上でございます。

永田会長

では高橋委員、よろしく願いいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

2点、意見があります。

資料4の1枚目の障害者地域移行推進事業費のところでは予算が出ています。1の障害者施設設置費補助金に比べると、金額としてはあまり多くないのかなと思うのですが、やはり障害のある方が地域で生活ができる、この体験機会の提供といったあたりはなかなか短い体験だけでは、地域生活をイメージしづらい方が多いので、今後も継続して、また強化していただけるといいかなと思っています。

あと4ページ目の障害者スポーツのことです。アジア大会・アジアパラ大会が予定されておりまして、交通や競技会場・宿泊施設のバリアフリー、そのあたりもかなり整備が進んでいると思います。なかなか障害福祉課だけではないところの準備がたくさんあると思いますが、県全体でそのあたりも見えていただけるといいかなと思っています。

以上です。

永田会長

ありがとうございました。

グループホームの橋渡的な体験事業にも力を入れて、そちらも進めていただきたいということと、こうした大きな大会を機にいろいろな整備を進めていく、あるいはチャンスであるかと思しますので、県内の各部局と連携しながら整備を進めていただければというご意見だったかと思します。

まだまだご意見あるところかと思しますけれども、予定の時間を超過しております。審議が十分足りなかったところもあるかと思しますので、事務局までご意見の方お寄せいただければと思します。

できれば時間があれば戻りたいと思しておりました条例の方については定義のこと、また具体的な相談の窓口のことなどいくつかご意見も貴重なご意見を寄せていただきました。改めてご意見がある場合には事務局の方にご連絡をお願いいたします。

それでは事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

17 閉会

障害福祉課 横井課長

本日はお忙しい中、長時間にわたりましてご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきました、多くの貴重なご意見につきましては、しっかり事務局の方で検討させていただきたいと考えております。しっかりと施策に反映させてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

以上で、2022年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 _____ 印

署名人 _____ 印